

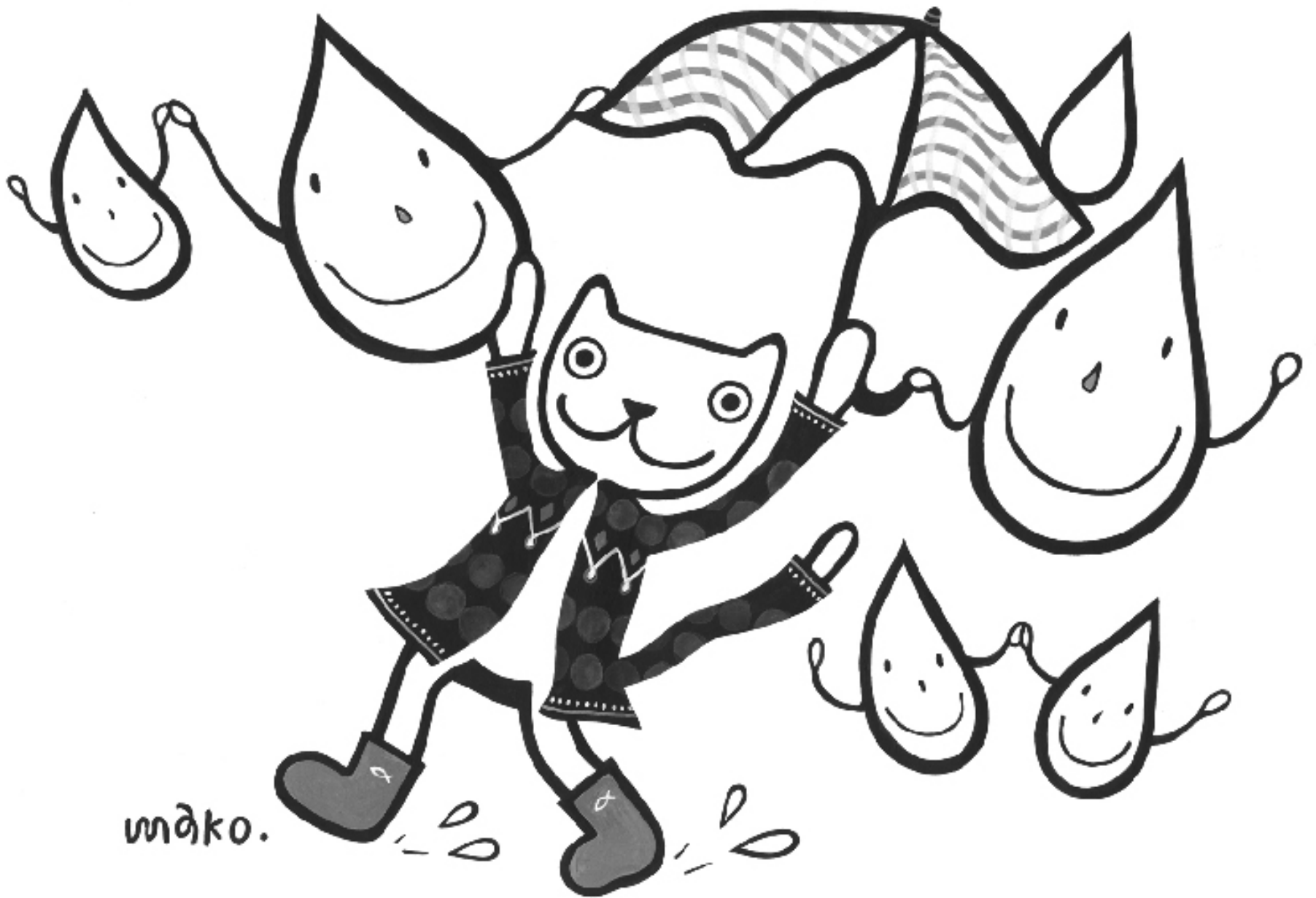
編集人：ぶくぶくの会 〒564-0025 吹田市南高浜町1-17-2A (総務)
TEL 06-6317-5598、FAX 06-6317-0936 Mail: so-mu@puku-2.com URL: www.puku-2.com
代表：馬垣安芳 編集長：上田かおり 1部200円
年間購読料：個人会員2000円 広報会員(3部)5000円
法人会員1口(5部)10000円 賛助会員(1部)10000円
振替口座00940-0-161341
「まねき猫通信」



もくじ

とくしゅう ちばけん さべつきんじじょうれい いぎ せいか
特集：千葉県・差別禁止条例の意義と成果-2
いどうしえん どうこうしえんか みはら
リレーッセイ：移動支援から同行支援に変わって-三原ひろみ-4
しよぶんかくごりょうしん まも きょうしいしづかなおと
処分覚悟で良心を守ろうとする教師-石塚直人-5
さいてんでんどうくるま にゅうじょうせいげんひろしま
スイーツの祭典で電動車いす入場制限(広島)-6

題字：
塩澤 文男
(しおざわ・ふみお)



キャンディ
Candy
絵：まこ なまこ

トリの眼・ムシの目・ニャンコの目

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」案が閣議決定され、国会に提出されたことを最近知った。その「第一条」は「この法律は、(中略)全ての障害者が、障害者でない者と等しく基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、(中略)全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の実現のために制定する、と謳う▲全文を読んだが、語句をあれこれ替えながら一万字にわたって「国、社会、事業体で差別を無くしましょう」と言っているだけ。なぜ差別が無くならないか、今までどういう点が良くなかったのか、一切言及はなし。ましてや反省など皆無。養護学校義務化や「自立支援法」体制の下で「障害の有無によって分け隔てられる」のが当然の日常で「共生」するのだそうだ▲誰も何も反対できない美辞麗句を並び立てることこそ、国民の代表という名の僭主に仕える官僚の仕事。「人権作文」には特に長けておられる。その非の打ち所のない文章からは「お前を世界で一番愛している」と叫びながら子どもを殴る・蹴る親の姿が彷彿する。要するに……、気色悪いんぢや！

(ハギ)

千葉県 障がい者差別禁止条例の意義と成果

生活に密着して耳を傾けるプロセスこそ重要

障がい者差別解消法成立後も条例制定運動を

毎日新聞論説委員 野澤和弘



▲「研究会」の初会合 (千葉県庁)

千葉県の障がい者差別をなくす条例(正式名称「障がいのある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」)が成立した。2001年に女性や障がい者の問題、医療や介護問題に熱心な堂本暁子さんが知事に当選し、任期中になんとか千葉の福祉をよくしたいということ

「健康福祉千葉方式」を提唱しました。これは、①地域の全ての人を主体にするために、各分野に横断的な福祉を構築すること、②政策立案段階から

内部だけで専門家が作るのではなく、障がい当事者とその家族を中心にした研究会で作るという手法を採用しました。研究会は、ほとんど公募によつて29人の委員が選ばれました。車いすの人、視覚障がい者、聴覚障がい者、精神障がい者、知的障がい者など

も含まれていました。国会で審議中の差別禁止法も企業側からの反対が強いのですが、千葉では、最初から企業側の意見も取り入れたので、中身も深まり現実的な条例案となりました。条例作りの過程は、関係団体に対するヒアリングだけでなく、600万の人口を抱える広域な面積の県内各地に向いてタウンミーティングも盛んに行い、堂本知事自身が作業部会に出席し、深夜まで議論に参加したり、各地のタウンミーティングにも出向いて住民の声に耳を傾けました。

千葉県の障がい者差別をなくす条例(正式名称「障がいのある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」)が成立した。2001年に女性や障がい者の問題、医療や介護問題に熱心な堂本暁子さんが知事に当選し、任期中になんとか千葉の福祉をよくしたいということ

「健康福祉千葉方式」を提唱しました。これは、①地域の全ての人を主体にするために、各分野に横断的な福祉を構築すること、②政策立案段階から

内部だけで専門家が作るのではなく、障がい当事者とその家族を中心にした研究会で作るという手法を採用しました。研究会は、ほとんど公募によつて29人の委員が選ばれました。車いすの人、視覚障がい者、聴覚障がい者、精神障がい者、知的障がい者など

も含まれていました。国会で審議中の差別禁止法も企業側からの反対が強いのですが、千葉では、最初から企業側の意見も取り入れたので、中身も深まり現実的な条例案となりました。条例作りの過程は、関係団体に対するヒアリングだけでなく、600万の人口を抱える広域な面積の県内各地に向いてタウンミーティングも盛んに行い、堂本知事自身が作業部会に出席し、深夜まで議論に参加したり、各地のタウンミーティングにも出向いて住民の声に耳を傾けました。

も含まれていました。国会で審議中の差別禁止法も企業側からの反対が強いのですが、千葉では、最初から企業側の意見も取り入れたので、中身も深まり現実的な条例案となりました。条例作りの過程は、関係団体に対するヒアリングだけでなく、600万の人口を抱える広域な面積の県内各地に向いてタウンミーティングも盛んに行い、堂本知事自身が作業部会に出席し、深夜まで議論に参加したり、各地のタウンミーティングにも出向いて住民の声に耳を傾けました。

条例作りのなかで学べたこと

したのは2006年10月です。「日本初」の障がい者差別禁止条例です。ただし、千葉県は決して福祉や人権擁護の実践が進んでいない県ではありません。東京に隣接した都市部を除いては保守的な風土が色濃く、障がい者福祉の面ではむしろ後進県

「差別の現実を共有する」研究会はまず、現実に起きている差別事例を集めることから始めました。障がい者や家族の方々に集まってもらったのですが、皆さん日々の生活を送ることに精一杯で、過去に起きた理不尽な出来事や不愉快な思いはどこかに仕舞い込んでいることが多いものです。

最初は、なかなか出なかったのですが、一人が語り始めると「そつえば私もこんなことが

しなれば、差別をなくす条例の必要性は浮き彫りにならず、条例制定に向けた原動力も生まれません。実例が集まってみると、あらゆる分野にさまざまな理不尽な差別が起きていることがわかりました。信じられないような事例も多かったのですが、特に記憶に残っている例を紹介し

部分を紹介しします。野澤さんは、日本ではじめて成立した差別禁止条例(2006年)の中心人物の一人で、知的障がいと自閉症の複合障がいの息子さんの父親でもあります。この条例の特徴は、障がい者が人間らしく生きることを妨げている差別を具体的に定義し、こうした差別を発見し、解決するための仕組みを確立しました。

野澤さんは、「法律だけで世の中が変わるわけではない」、「プロセスこそ大事だし、法律を機能させる仕組みと運動こそが重要」と語ります。(文責・編集部)

「差別の現実を共有する」研究会はまず、現実に起きている差別事例を集めることから始めました。障がい者や家族の方々に集まってもらったのですが、皆さん日々の生活を送ることに精一杯で、過去に起きた理不尽な出来事や不愉快な思いはどこかに仕舞い込んでいることが多いものです。

最初は、なかなか出なかったのですが、一人が語り始めると「そつえば私もこんなことが

しなれば、差別をなくす条例の必要性は浮き彫りにならず、条例制定に向けた原動力も生まれません。実例が集まってみると、あらゆる分野にさまざまな理不尽な差別が起きていることがわかりました。信じられないような事例も多かったのですが、特に記憶に残っている例を紹介し

提示した。

ある日、その子がクレヨン
を床に落としてしまった。手
が届かずに困っていたため、
隣の席の子が取ってあげよ
うとしたら、「取ってはダメ
だ。迷惑をかけないことが
条件なのだから」と先生が
制止したという。別の教室で
授業を受けていたその子の
兄をわざわざ呼びに行かせ、
連れてきてクレヨンを拾わ
せたという。

ある家族がマンションへの
入居の手続きを管理組合で
していたところ、「ペット
を飼う場合には管理組合に
登録した上で、管理料を上
乗せして払うことが規約で
決まっている。お宅には障
がい児がいるので、ちゃん
と登録して管理料もペット
と同額払ってもらいたい」と
言われた。

多動で落ち着かない子が風邪
をひいて病院に連れて行っ
たところ、「ちゃんと座れる
ようになってから来るよう
に」と診察を拒否された。ダ
ウン症の子に対して医師が
待合席に聞こえるように「ダ
ウン症は薬を飲んで治ら

ない」と大きな声で言った。

しかし、こうした悪意や
意識的な差別は意外と少ないこ
ともわかりました。知らずに、
あるいは善意でやっているこ
とが障がいのある人を傷つけて
いるケースが圧倒的に多いので
す。だから、強い罰則で規制す
るのではなく、身近なところか
ら理解してもらう方が効果が上
がるのではないかと思ひ、罰則
のない条例となっています。
この条例は、障がい者だけで
はなく、全ての子どもにとって
必要な条例だと思っています。

何の障がいもなく、経済的にも
裕福で、頭も良くてという人は
むしろ少数です。家族や親戚が
病気や怪我で障がい者になるこ
ともあります。人生何がある
かわからないのです。人それぞ
れの生きにくさに想像力を働か
せて、多様性を尊重しあえる
社会にすることが、これから
高齢化と人口減少が進む日本
を、やさしくて成熟した社会に
していくことだと思ひます。
「障がい者が暮らしやすい
社会」を旗印にして、全ての
年寄り、子どもたちが暮らしや
すい、やさしい社会が作れるの
ではないかと思ひます。

企業側委員の苦言 を取り込む努力

研究会は、企業関係者など
利害が対立すると思われた分野
からも委員を招くなど、積極的
に異論を取り込む努力もしま
した。中小企業の経営者から
厳しいことを言われたこともあ
ります。「障がい者だからとい
って甘えてはならない。長期間
にわたる不況で中小企業がどの
くらい倒産したのか知っている
か。労働能力が不足している人

混沌とした悩み に耳を傾ける努力

条例ができてどうなったか？
とよく聞かれるのですが、条例
ができたからといって、翌日か
ら障がい者の福祉が良くなった
なんてことはあり得ません。し
かし、毎年数百件ののぼる差別
事例の相談が寄せられるように
なりました。

それらはまず、第1段階と



講演する野澤さん

して県内
600人の
差別に関わ
る相談員が

を雇用して会社がつぶれるわけ
にはいかない。大変な思いをし
ているのは障がい者だけではな
い」というものでした。
この経営者は、知的障がいの
娘さんの父でもありました。障
がい者の家族の気持ちと会社
経営者の論理の板挟みになって
いる複雑な胸の内を吐露した
のでした。研究会のメンバーだ
った企業側の人々はそれまでほ
んど発言をしなかったのです
が、この経営者の勇気ある発言
を皮切りに、障がい者には耳の

痛い意見も述べてくれるように
なりました。本音を語っても受
け止めてくれるという信頼感を
得たからだと思ひます。
立場の異なる人々が政策立案
過程を共有することは、合意
形成に大きな力を発揮します。
計33カ所で行ったタウンミー
ティングには、県職員が研究会
メンバーと出向き、地元の市民
らと意見交換をしたほか、議会
への説得にも障がい児の母た
ちをはじめ民間委員が自発的
に地元議員を訪ねて交渉しまし

た。
条例案を作るだけでなく、
成立に向けて利害調整し妥協す
る「地獄の過程」も官僚任せに
せず、障がい当事者や家族がフ
ル活動したのです。議員から
侮辱的な言葉を投げつけられ
た母親もいましたが、慣れない
活動を通して汗をかき、泥を
かぶることによって県庁職員の
苦勞もわかりました。そうした
姿を見せられた県庁職員たちが
障がい者に寄せる信頼も確固た
るものになりました。

対応します。そのうえで第2
段階として 各福祉圏域に16人
の県職員が指導員として配置
されていて、地元で仲介に入っ
て調整します。それでもダメ
な場合は第3段階として、県の
調整委員会に持ち込まれ、第
3者の立場から調査・検討し、
場合によっては県知事が勧告を
出すという3段階で解決が図ら
れるようになっていきます。

わけではないからです。
自治体レベルでの条例制定
は、とても重要です。というの
も現実には、当事者自身に「差別
された」という意識が混沌と
している場合が、圧倒的に多い
からです。「これを差別として
申し立てて良いのかなあ？」と
みんな悩んでいます。しかも
「合理的配慮」などは、当事者
が申し立てないかぎり絶対に
表面化しないことです。

をづくり、きめ細かな相談体制
を作り上げることが大切です。
法律や条例は、自治体が本気
で動かないと機能しません。そ
のためには自治体の本気にな
るような働きかけが必要です。
自治体で条例を作って、民間と
行政がプロセスを共有し、やる
気を高めたがら一体となってや
ることです。この法律を利用し
て世の中を変えなければならま
せん。行政に働きかけ民間も
啓発して、世の中の雰囲気を変
えなければなりません。

千葉県に続いて、北海道・
岩手・熊本にも条例ができ、さ
いたま市や八王子市にも波及し
ています。差別禁止法が成立し
た後も、普及啓発こそが重要で
す。法律だけで世の中が変わる

重要なのは、障がい者の生活
に密着してちよつとした不安や悩
みに耳を傾けて、表に出していく
ことです。こうしたことは法律で
はできません。各自自治体に条例

この法律を機能させるための
仕組みを各自自治体の職員と一緒
に作り上げてください。